

三次市教育委員会議案第14号

三次市就学指導委員会規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

令和元年7月19日

三次市教育委員会教育長 松村智由

三次市就学指導委員会規則の一部を改正する規則

三次市就学指導委員会規則（平成16年三次市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「委員」の次に「の身分及び任命」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤職員とする。

第8条を第9条とし、第4条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

（報酬及び費用弁償）

第4条 委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、三次市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年三次市条例第66号）附則第3項及び別表第1その他条例・規則等で定める委員会の委員の項を適用する。

附 則

この規則は、令和元年7月 日 から施行する。